

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 名古屋市港区藤前一丁目607番地
(所在地)
氏名 名古屋コンテナ株式会社
(名称及び代表者氏名) 代表取締役 古賀 和夫 様

令和 4年 1月17日付で申請のありました一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき次のとおり許可します。

令和 4年 3月30日

名古屋市長 河村 たかし



- 1 許可番号 4-1-21
- 2 許可期間 令和 4年 4月 1日から
令和 6年 3月31日まで
- 3 事業の範囲（収集及び運搬の別並びに取扱廃棄物の種類）
ごみの収集運搬
以下余白
- 4 許可の条件
市長の定める事項を遵守すること。
以下余白
- 5 許可の更新及び変更の状況
令和 4年 4月 1日 更新
以下余白

再交付・書換え交付
(理由及び年月日)

- 備考 1 この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、この許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。